

■【トピックス】 エルサレム！



トランプ大統領がエルサレムをイスラエルの首都として認めました。これまで米国は大使館をテルアビブに置いていましたが、エルサレムに移すこととなります。これにより中東情勢は緊迫感を増し一触即発の状況になりました。

トランプ大統領は、一方で北朝鮮問題を抱えながら、中東問題にも対処しなければなりません。最悪の場合には、双方で有事が発生し2正面作戦を強いられる可能性があります。

■【ビジネス・アイ】 特別支配株主の株式等売渡請求！

- 社長 「そういえば、前に話していた大株主が、少数株主の株を強制的に買い取る制度のことを教えてくるかなあ？」
- 花野 「はい、特別支配株主による株式等の売渡請求のことですね。いいですよ」
- 社長 「その難しそうなやつのこと。分かりやすく教えてよ」
- 花野 「制度自体は、難しくありませんよ。1人ないし1社で会社の議決権ある株式の90%を所有している株主のことを特別支配株主といって、特別支配株主は残りの株主からすべての株式を買い取るという制度です」
- 社長 「それならうちの会社でも使えるのかな？」
- 花野 「御社の場合、社長と奥様で95%所有されていますが、この制度を使うためには、1人で90%以上保有している必要があります」
- 社長 「そうすると、嫁の株式を買い取らないといけないわけだね」
- 花野 「そうですね。それか持株会社を設立して、そこにお二人の株式を集約するかですね」
- 社長 「そうか。後々のことを考えると、少数株主の株式は買い取っておきたいよね」
- 花野 「事業承継のことを考えると、株式はできるだけ集約しておいた方がいいですね。あと注意点がありまして、買い取る株式については、選別せずにすべてを買い取る必要があります」
- 社長 「一度じっくり考えてみるよ」

■【今月のキーワード】 特別支配株主の株式等売渡請求

特別支配株主の株式等売渡請求とは、会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主（特別支配株主）が、他の株主の全員に対して、その有する会社の株式等の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求できる制度のことをいう（会社法179条）。ここにいう特別支配株主は、1人または1社であることが必要であるため、同族の複数人で90%を所有する場合には適用できない。そのような場合には、1人に集約するか、持株会社など1法人に株式を集約する必要がある。

■【今月の1冊】

『営業』

富田和成 著

クロスメディア・パブリッシング ¥1580

21世紀になっても、未だに営業というと、足で稼ぐだの、根性とかいっている会社もありますが、時代遅れの感がありますね。

経営において必要なのは、仮設・検証のループを回す「仮説思考」です。営業においても同様ですね。この本は、野村証券の伝説の営業マンが、その有する「仮説思考」のノウハウを明かした1冊です。経営者にもお薦めの1冊です。



■【編集後記】

12月に徳川美術館から感謝状をいただきました。長年、少しずつですが寄付をしてきたことに対するものです。当日は徳川美術館の応接室で美術館の館長である尾張徳川家のご当主様から直々に感謝状をいただきました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.130（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2018.1.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>